９県たばこ税に関する調

月別	課税標準 売渡し又は消費等本数	調定額	備考
	千本	千円	税率はたばこの本数1,000本につき1,070円。 ※平成28年4月1日から、旧３級品の紙巻きたばこの税率が段階的に引き上げられ、製造たばこの税率が令和元年10月1日から統一されました。（R3.10.1から1,070円）
令和６年度	1,487,015	1,591,105	
令和７年度	1,455,799	1,557,705	
対前年度比	97.9	97.9	
令和７年４月（３）	119,749	128,131	
５月（４）	127,873	136,824	
６月（５）	122,342	130,906	
７月（６）	116,923	125,107	
８月（７）	128,954	137,981	
９月（８）	124,572	133,292	
10月（９）	121,026	129,498	
11月（10）	127,766	136,710	
12月（11）	114,461	122,473	
令和８年１月（12）	130,885	140,047	
２月（１）	114,763	122,797	
３月（２）	106,485	113,939	

（注）　１　（　）は実績月を示す。

２　調定は、長崎振興局が行ったものである。